

平成24年度固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧が始まります

平成24年度の固定資産税は、平成24年1月1日現在で課税されます。平成23年中に土地や家屋を取得・譲渡した方、家屋を新築して3年度を経過する方や家屋を取壊した場合は、固定資産税額が変わります。また、平成24年度は3年に一度の評価替え年度です。

ご自分の資産状況を確認されたい方は、ぜひ、この機会をご利用ください。

●縦覧

日時 4月2日(月)～5月31日(木)
8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

場所 税務課 資産税係

縦覧できるもの

- ・土地価格等縦覧帳簿
- ・家屋価格等縦覧帳簿

縦覧できる人

- ・土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- ・上記の同居家族
- ・委任状を有する代理人

持参するもの

- ・窓口に来る方の印鑑、身分証明書(免許証、保険証等)
- ・代理人の場合は委任状

◎閲覧

日時 4月2日(月)～平成25年3月29日(金)
8:30～17:00

(ただし、12月29日～平成25年1月3日、及び土・祝日を除く)

閲覧できるもの

- ・固定資産税課税台帳(名寄帳)

閲覧できる人

- ・土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- ・上記の同居家族
- ・委任状を有する代理人
- ・借地、借家人等の利害関係人(該当部分のみ閲覧)

持参するもの

- ・窓口に来る方の印鑑、身分証明書(免許証、保険証等)
- ・代理人の場合は委任状
- ・借地、借家人等の利害関係人の場合は賃借物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

問い合わせ 税務課 資産税係(内線214)

平成24年度住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付申請の受付

環境に配慮したまちづくりのため、住宅用太陽光発電設備設置費用の補助を行います。

◎受付期間 4月24日(火)～5月31日(木)

8:30～17:00(土・日・祝日除く)

但し、4月24日(火)については、多数の希望者が見込まれますので、以下の通り受付を行います。

①仮受付: 8:30～9:59

イ 希望件数が40件を超えた場合: 抽選により交付対象者決定。

ロ 希望件数が40件以下の場合: 受付順で交付対象者決定。

②本受付: 10:00～17:00

※注 意: 申請期間内であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。

◎申込方法

交付対象者受付後、申請書類一式をお渡ししますので、必要事項を記入の上、添付書類を付けてご提出ください。(後日可)

補助金の交付については、住宅用太陽光発電設備設置費補助金要綱に基づく審査のうえ決定させていただきます。

◎補助金額(上限: 20万円、対象出力上限4kW)

5万円に設備を構成する太陽電池出力の合計値を乗じた金額

◎補助対象

以下の条件をすべて満たすもの。

- ①自己の居住の用に供する築上町内の専用住宅(店舗等併用住宅を含む。)
- ②共同住宅、借家及び貸家は対象外です。
- ③申込み時点で未設置の設備が対象であり、既に設置済みのもの、中古品等は補助対象外となります。補助金の交付回数は一度限りです。

◎交付対象者

町税等を滞納していない方で、下記の条件を満たす方。

- ①町内に住所を有し、住宅を所有又は住宅を建築している方。
- ②町内に住所を有していない場合、実績報告書提出時点において、本町に住所を有することが明らかである方。

申込・問い合わせ 環境課 環境係
(支所・内線152)

平成24年度築上町嘱託職員・臨時職員募集

学校図書員（嘱託職員）			
職 種	学校図書員	募集人員	1 名
業務内容	学校図書室の管理、運営等		
応募資格	昭和23年4月2日以降に生まれた方で図書司書免許所有者または図書業務実務3年以上の経験者		
雇用期間	平成24年5月1日～平成25年3月31日まで		
勤務場所	築上町教育委員会学校教育課内、各学校には、学校教育課から巡回	給与等	月額 160,000円
勤務日	月に20日程度（月～金 8：30～17：00）	保険等	社会保険・雇用保険
申込受付期間	4月2日（月）～4月13日（金）（土・日曜を除く 8：30～17：00）		

学校事務職員（嘱託職員）			
職 種	学校事務職員	募集人員	1 名
業務内容	学校事務		
応募資格	昭和23年4月2日以降に生まれた方でパソコンを操作できる方		
雇用期間	平成24年7月1日～平成25年3月31日まで		
勤務場所	築上町立椎田小学校	給与等	月額 140,000円
勤務日	月に20日程度（月～金 8：15～16：45）	保険等	社会保険・雇用保険
申込受付期間	4月2日（月）～4月27日（金）（土・日曜を除く 8：30～17：00）		

児童介護員（臨時職員）			
職 種	特別支援を要する小学校児童の介護員	募集人員	1 名
業務内容	特別支援を要する児童の介護		
応募資格	昭和23年4月2日以降に生まれた方		
雇用期間	平成24年5月1日～平成24年7月31日まで／平成24年9月1日～平成25年3月31日まで		
勤務場所	築上町立下城井小学校	給与等	時間給 775円
勤務日	月に20日程度（月～金 8：15～16：45）	保険等	社会保険・雇用保険
申込受付期間	4月2日（月）～4月13日（金）（土・日曜を除く 8：30～17：00）		

申込方法 雇用申込書・履歴書を学校教育課に提出してください。

募集要項・雇用申込書・履歴書用紙については築上町役場総務課人事秘書係（本庁）、総合管理課（築城支所）にも備えています。

申込・問い合わせ 築上町教育委員会 学校教育課（築城支所2階）（支所・内線252）

築上町福祉タクシー料金助成制度

築上町では、在宅で身体障害者手帳「1・2級」または、療育手帳「A」をお持ちの方、特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対して、タクシー料金の助成をしています。申請を希望する方は、福祉課社会福祉係にて申請手続きをお願いします。

ただし、同じ世帯に自家用車（軽自動車を含む）をお持ちの方は、対象となりません。

申込開始日 4月2日（月）

持参するもの

・身体障害者手帳または療育手帳、特定疾患医療受給者証のいずれか

・印鑑

※申込・タクシー券の受領は、すべて役場本庁で行います。築城支所では行いませんので、お間違えないようにご注意ください。

申込・問い合わせ 福祉課 社会福祉係（内線242）

入札結果 (2月分)

入札日：平成24年2月3日

【建設課】

- 湊19号線道路改良舗装工事 (湊 地内)
落札金額：12,650,000円
工 期：平成24年2月7日～平成24年3月30日
落札業者：丸建舗設工業
- 奈古52号線道路舗装工事 (奈古 地内)
落札金額：2,590,000円
工 期：平成24年2月8日～平成24年3月15日
落札業者：日豊建設 (株)
- 西八田54号線道路舗装工事 (西八田 地内)
落札金額：2,540,000円
工 期：平成24年2月8日～平成24年3月15日
落札業者：日豊建設 (株)
- 上ノ河内68号線外1道路舗装工事 (上ノ河内 地内)
落札金額：2,530,000円
工 期：平成24年2月6日～平成24年3月15日
落札業者：有永建設 (株)
- 湊75号線外2道路舗装工事 (湊 地内)
落札金額：1,140,000円
工 期：平成24年2月8日～平成24年3月15日
落札業者：ワタナベ工業 (有) 椎田営業所

- 椎田18号線道路舗装工事 (臼田 地内)
落札金額：900,000円
工 期：平成24年2月6日～平成24年3月15日
落札業者：丸建舗設工業

【生涯学習課】

- 椎田体育館床金具改修工事 (高塚787番地2 地内)
落札金額：2,620,000円
納 期：平成24年2月8日～平成24年3月16日
落札業者：後藤体器 (株)

【環境課】

- 有機液肥製造施設年次機能検査業務委託 (湊1287番地 地内)
落札金額：600,000円
履行期間：平成24年2月13日～平成24年3月23日
落札業者：(有)フィールド企画築城支店

入札日：平成24年2月14日

【建設課】

- 築城83号線道路改良舗装工事 (築城 地内)
落札金額：7,690,000円
工 期：平成24年2月17日～平成24年3月30日
落札業者：(株) 吉博組

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給について

□児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚や父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

○支給対象

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満)を養育している母(父)、又は母(父)に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- ・ 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ・ 父(母)が死亡した児童
- ・ 父(母)が施行令に定める程度の障害の状態(年金の障害等級1級程度)にある児童で公的年金の加算対象となっていない児童
- ・ 父(母)の生死が明らかでない児童
- ・ 父(母)から1年以上放棄されている児童
- ・ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

○支給額(月額)

児童1人	41,550円
児童2人	46,550円
児童3人	49,550円

※4人以上の場合、1人増えるごとに3,000円加算となります。

※所得により全部支給又は一部支給になる場合があります。

○支給手続き

手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、受給資格が生じた場合は、役場福祉課の窓口で請求の手続きをしてください。

支給されない場合

- ・ 婚姻の届出はしていなくとも事実上の婚姻関係(内縁関係等)があるとき
- ・ 手当を受けようとする者または対象児童のいずれ

かが日本国内の住所を有しない場合

- ・ 対象児童が里親に委託されたり施設入所をしている場合
- ・ 国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金(老齢福祉年金を除く)給付を受けることができる場合
- ・ 平成15年4月1日時点において、手当の支給要件に該当してから、5年を経過している場合(母子に限る)
- ・ 養育者に定められた額以上の所得がある場合

□特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神又は身体が障害の状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について手当を支給する制度です。

支給対象

日本国内に住所があり、精神又は身体に政令で定める以上の障害を有する児童を監護している父か母、又は父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

○支給額(月額)

重度障害児(1級)	1人につき	50,550円
中度障害児(2級)	1人につき	33,670円

○支給手続き

認定請求に基づいて認定支給をしますので、受給資格が生じた場合は、役場福祉課の窓口で請求手続きをしてください。

支給されない場合

- ・ 対象となる児童が、日本国内に住所を有しないとき
- ・ 対象児童が、障害を支給事由とする公的年金(障害児福祉手当は年金ではありません)を受けられるとき
- ・ 対象児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く)に入所しているとき
- ・ 養育者に定められた額以上の所得がある場合

問い合わせ 福祉課 子育て支援係
(内線242・243)

スポットパソコン教室受講生募集（平成24年度前期）

情報技術（IT）全般の技術取得を目指す方々を対象に前期講座を開設します。

なお、開講にともない「町民のためのパソコン相談室」の受付時間を 15:00 ～ 16:00 に変更します。

講座内容

- 4月25日 オリエンテーション（前期）
- 5月 2日 インターネットの設定と安全
- 5月 9日 IME と日本語入力
- 5月16日 Word2007 で文字入力練習
- 5月23日 Word2007 で辞書活用練習
- 5月30日 Word2007 で短文作成練習
- 6月 6日 Word2007 で雛形文書練習
- 6月13日 Word2007 でお知らせ文書作成1
- 6月20日 Word2007 でお知らせ文書作成2
- 6月27日 office2010 機能活用
- 7月 4日 InternetExplorer9(8) の設定と使い方
- 7月11日 （ウェブ）メールの使い方
- 7月18日 インターネットの実際体験
- 7月25日 困ったときのインターネット活用

時 間 いずれも13:00～14:30
（12:30から入室可）

申込期間 4月4日（水）～4月18日（水）

※受講者はオリエンテーションは必ず受講してください。

※学習したい講座テーマごとにお申し込みください。

※受講決定は書類選考を行い、後日お知らせします。

※申込用紙は築城公民館に備え付けています。

※パソコン対応等により定員18人とさせていただきますのでご了承ください。なお、定員を超えて申し込んだ方はキャンセル待ちとなります。

受講料 無料

必要なもの

・LAN 接続で快適に動作する新型 Windows Vista あるいは Windows7 パソコン

（WindowsXP パソコンは不适当です）

・筆記用具等

※自宅でインターネットに接続可能なこと

申込・問い合わせ 築城公民館 （52）0066

築上町児童生徒の就学援助費支給制度

築上町にお住まいの児童・生徒に対して、経済的な理由により就学困難な児童・生徒を「要保護・準要保護世帯」に認定し、給食費・学用品費等の一部を援助する制度を設けています。

○援助を受けられる家庭

- （1）生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- （2）生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。（「準要保護者」という。）

①生活保護法の保護の廃止又は停止

②地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

③児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

④生活福祉資金による貸付

※①～④以外についても該当項目がありますので、詳しくは学校教育課へお尋ねください。

（その他いずれかに該当する方）

①保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録の雇用保険被保険者手帳を有する方、若しくは雇用保険受給資格証を有する方

②保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる方

③PTA会費・学級費等の学校納付金の減免が行われている方

④学校納付金の納付状況の悪い方、被服等が悪い方又は学用品、通学用品等に不自由している方で、

保護者の生活状況が極めて悪いと認められる方

⑤経済的な理由による欠席日数が多い方

⑥その他特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができます。

○認定基準額

世帯の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

○援助の範囲

- 1、学校給食費
- 2、義務教育に伴う必要な学用品及び通学用品費等
- 3、校外活動費
- 4、新入学児童生徒学用品費
- 5、修学旅行費
- 6、医療費

○申請方法

・学校長を経由（お住まいの地区の自治会の民生・児童委員の所見を要します。）して、教育委員会へ申請してください。

・認定後、継続して受給を希望する場合は毎年申請が必要です。

○申請期間

4月から随時受付をしています。5月末までに認定を受けた方は、4月に認定を受けたものとして、4月分から支給します。

※手続き方法等、詳しいことにつきましては、学校教育課又は就学先の小・中学校へお尋ねください。

問い合わせ 学校教育課 学校教育係
（支所・内線253）

小・中学校指定校の変更 及び区域外就学制度

築上町では、お住まいの住所により、通学すべき小・中学校を指定していますが、事情により指定学校以外に通学を希望する児童・生徒のために就学指定校変更、及び区域外就学の制度を設けています。

○指定校変更とは

築上町に住む児童・生徒に対して、築上町立の指定された学校以外の校区に通学を認める制度です。

○区域外就学とは

築上町以外の市町に住む児童・生徒に対して、築上町立の小・中学校への通学を認める制度です。（築上町に住む児童・生徒で、他の市町立の学校に通学を希望する場合は、その住所地の教育委員会へ申請してください）

○変更の基準

・心身の障害により遠距離の学校に通学することが困難な場合

・転出等により、教育に支障をきたす場合（原則として、小学校第6学年及び中学校第3学年に在籍する場合）
・学期半ばで転出した場合

・保護者の就労等により、帰宅後の保護が不可能なため、保護者に代わる方がいる校区の学校へ変更する場合

・いじめ・不登校等による教育的配慮からやむを得ないと教育委員会が認めた場合
・特定の部活動を行いたい指定中学校にその部活動がない場合

・住宅購入に伴う登記のために、住民票などを異動した場合

・住宅の改築中により、一時的に他の学校区に転居した場合

・通学距離、時間及び通学路の安全性から特に配慮を要する場合

・特別支援学級に入級するため
・その他やむを得ない理由によるため

※申請理由により学校長の意見書やその他添付書類が必要な場合があります。

○指定校変更手続きの流れ

①「指定校変更申立書（様式第1号）」を築上町教育委員会に提出する。

②教育委員会が審査を行い、指定学校の変更が可能であると認められたものに限り、

保護者に「指定学校変更通知書（様式第2号）」を交付する。

③指定学校変更の通知を受けた保護者は、「誓約書（様式第4号）」を教育委員会に提出する。

※指定学校変更申立書（様式第1号）及び誓約書（様式第4号）はホームページからダウンロードできます。

○区域外就学手続きの流れ
※築上町外から築上町内の小・中学校へ就学を希望する場合

①「区域外就学許可申請書」を築上町教育委員会に提出する。

②築上町教育委員会とお住まいの市町教育委員会が協議し、区域外就学が可能であると認められたものに限り、保護者に「区域外就学承諾書」を交付する。

③区域外就学承諾書の通知を受けた保護者は「誓約書（様式第4号）」を築上町教育委員会に提出する。

問い合わせ

学校教育課 学校教育係
（支所・内線253）

国民年金のお知らせ

◇国民年金保険料改正

4月から国民年金保険料が改正されます。
14,980円/月

◇保険料前納割引

国民年金保険料をまとめて前納すると割引があります。1年度分・6か月分前納の納付書は、4月上旬に発送される納付書案内書につづられています。また、現金払いでの前納は、1年度分や6か月分だけでなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合は、専用の納付書が必要となりますので、年金事務所までお問い合わせください。

支払期限 5月1日（火）※現金払いの場合

保険料比較（1年度分）

- ・毎月納付 179,760円
- ・1年度分前納 176,570円（3,190円割引）
- ・6か月分前納 178,300円（1,460円の割引）

◇学生納付特例の申請はお早めに

日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから

国民年金の被保険者となり、保険料の納付を義務付けられています。しかし、学生の方には本人の所得が一定額以下であれば、申請によって在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

ただし、猶予が承認された期間は、将来の基礎年金額の計算には含まれず、承認を受けてから10年以内であれば、追納ができます。

※承認を受けた年度から起算して3年度め以降は、一定の加算額が加わります。

対象者 大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校で1年以上の就学課程に在学する20歳以上の方

必要なもの

- ・年金手帳（または基礎年金番号がわかるもの）
- ・学生証の写しまたは在学証明書

※代理申請の場合は委任状・印鑑・身分証明書

申込・問い合わせ 住民課 住民係（内線233）

総合管理課 窓口係（支所・内線128）

小倉南年金事務所 093-471-8869

春の交通安全県民運動

期間 4月6日(金)

～4月15日(日)

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

・自転車の安全利用を推進しよう

・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

・飲酒運転を撲滅しよう

交通事故死ゼロを目指す日

4月10日(火)

問い合わせ

総務課 行政係

(内線333)

平成24年度小型合併処理浄化槽設置助成事業補助金申請の受付

受付期間 4月9日(月)

～5月7日(月)

8:30～17:00

(土日・祝日を除く)

受付場所

築城支所 環境課窓口

申込方法

受付時に配布する申請書類一式を環境課窓口にご提出ください。

※補助金の交付については、内容を審査のうえ決定します。

申込・問い合わせ

環境課 環境係

(支所・内線151)

特定環境保全公共下水道(築城処理区)の一部供用開始のお知らせ

平成24年3月30日から新たに上築城、下築城の一部(約50戸)が供用開始となり、この区域の方々は公共下水道への接続ができるようになります。

公共下水道を使用することで、台所、風呂などから排出される生活雑排水やし尿を公共下水道に流すことができます。水洗トイレになると、子どもから高齢者でも安心して使うことができます。生活雑排水が溝や川に流れないため、蚊やハエの発生を防ぎ、排水路などから匂いもなくなり衛生的です。また、魚の住めるきれいな川や海になるため、美しい自然が守られます。

皆様の早期の公共下水道への接続をお願いします。

問い合わせ

下水道課 下水道係

(内線112)

平成24年度から固定資産税の納期が変わります

固定資産税については、3年に一度の評価替え年度において条例に基づき第1期の納

期を4月から5月に変更してしました。このため、評価替え年度において、納税者の皆様から納税通知書発送時期の問い合わせを多く寄せられる等、混乱を招いていました。

そこで、平成24年度から固定資産税の納期を次のとおり変更します。

○固定資産税の納期

第1期 5月31日

第2期 7月31日

第3期 12月25日

第4期 翌年2月末日

※第1期のみ納期を4月から5月に変更

問い合わせ

税務課 資産税係

(内線214)

労働力調査

～ご協力をお願い

総務省統計局と福岡県では、毎月、労働力調査を実施しています。労働力調査は、わが国の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な統計調査であり、政府や都道府県が雇用・失業対策を企画・立案、景気判断を行ううえで、不可欠な資料として活用されています。

調査対象は、全国から約千分の一の世帯が無作為に選定されます。築上町においても対象となった世帯には統計調査員が調査票の配布に伺います。

すので、調査への回答をお願いします。

福岡県企画・地域振興部調査統計課生活統計第一係

労働力調査担当

092(651) 1111

お散歩防犯パトロール隊員募集

お散歩の時にあわせて、子どもたちの安全確保や地域の見回りのボランティア活動をしてみませんか?

対象者

20歳以上の町内在住者でボランティアで協力いただける方

配布物

全面反射の腕章(夜間のウォーキングでも安全です)

申込方法

総務課行政係窓口及び町ホームページに掲載している申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

申込・問い合わせ

総務課 行政係

(内線334)

築上町高齢者在宅福祉サービス その1

築上町では在宅での介護や介護予防のため、さまざまな高齢者在宅福祉サービスを実施しています。このコーナーでは、今月から14回の予定で高齢者在宅福祉サービスを紹介していきます。

今回は、「築上町在宅介護支援センター」について紹介します。

築上町在宅介護支援センター

介護保険、保健福祉サービスの利用手続き、在宅介護等に関する各種の相談など24時間体制で、専門スタッフが相談に応じます。

在宅介護支援センターは、次の施設内に設置しています。

①ピア・ハート内 築上町大字安武844番地2
0930-52-0778②やすらぎ荘内 築上町大字湊1275番地
0930-57-3312

<利用料> 無料

※秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ 福祉課 高齢者福祉係 (内線252)

行政書士による交通事故 無料相談会

予約不要です。直接ご来場
ください。

日時 4月14日(土)

10:00～16:00

場所 行橋商工会議所

相談内容

示談書・損害賠償請求書の
作成及び保険請求手続き等

問い合わせ

福岡県行政書士会

092(641)2501

暴力団被害集中相談

暴力団等のことでお困りの
場合はご相談ください。弁護
士や警察官などが電話や面談
で対応します。

日時 4月21日(土)

10:00～16:00

場所 北九州市役所(2階)

相談電話番号

093(582)2140

問い合わせ

(公財)福岡県暴力追放運動
推進センター

092(651)8938

養育費の電話相談業務

福岡県母子家庭等就業・自

立支援センターでは、母子・
父子家庭または離婚協議中の
方を対象に養育費の電話相談
業務を実施しています。

相談を希望する方は、ご連
絡ください。

受付時間

平日の9:00～16:00

問い合わせ

福岡県母子家庭等就業
・自立支援センター

(飯塚ブランチ)

0948(21)0390

母子家庭・父子家庭の 就労支援

福岡県母子家庭等就業・自
立支援センターでは、町村在
住の母子家庭のお母さん、父
子家庭のお父さん(いずれも
児童扶養手当受給者)を対象
にハローワークと連携して就
労を支援する事業を実施して
います。なお、日曜日も実施
していますので、ご利用くだ
さい。

面談は、平日は対象者が居
住している町村役場で、日曜
日はクローバープラザ(春日
市)での出張相談を行います。
ご希望の方はご連絡ください。
相談日

平日 9:00～17:00

日曜日 9:00～16:00
問い合わせ

福岡県母子家庭等就業
・自立支援センター

(飯塚ブランチ)

0948(21)0390

子どもの養育費等に関す る法律相談

昼間の相談

日時 4月4日(水)

5月2日(水)

6月6日(水)

13:00～15:00

夜間の相談

日時 4月11日(水)

4月25日(水)

5月9日(水)

5月23日(水)

6月13日(水)

6月27日(水)

18:30～20:30

場所

福岡県母子家庭等就業・自
立支援センター(春日市ク
ローバープラザ内)

予約電話番号

092(584)3922

相談日前日までに福岡県母
子寡婦福祉連合会まで予約し
てください。(先着順の受付
で、1日4人、1人当たりの
相談時間は約30分)

平成24年度福岡県ブレイ リーダー研修2級受講者 募集

子ども会等の指導者に対し、
自然体験活動に関する実技や
子どもを指導するうえで必要
な事項等についての講義や演
習を通して、体験活動の基礎
的な知識や技能の習得を図り
ます。

日時 5月13日(日)

9:20～16:00

場所 ふれあいの家京築

(上毛町)

上毛町健康増進施設

(上毛町)

対象者

子ども会育成会員、少年団
体指導者、アンビシャス広場
指導者、青年リーダー、地域
活動指導員、市町教育委員会
生涯学習・社会教育関係者、
小・中学校教職員、その他関
心のある方

内容 野外調理、レクリエー
ション

参加費用 500円

携行品 (食料+保険料)

活動できる服装、
上靴、帽子、軍手

申込期限 5月7日(月)

問い合わせ

福岡県教育庁京築教育

事務所 社会教育室
0979(83)3601
平成24年4月1日から開始
京築地域で景観法に基づ
く新しい届出制度が始ま
ります

福岡県では、京築地域の良
好な景観を守り育てるため、
平成23年12月2日に景観法に
基づく「京築広域景観計画」
を策定しました。平成24年4
月1日以降、築上町区域内で
一定規模以上の行為を行おう
とする場合は、景観計画に定
める景観形成基準に適合する
必要があります。また、その
計画について県への届出が必
要になります。

届出対象区域

苅田町、みやこ町、吉富町、
上毛町、築上町の区域

詳細は、福岡県ホームページ
及び次の問い合わせ先で閲
覧できます。

問い合わせ
福岡県建築都市部都市計画
課都市政策係

092(643)3712

企画振興課 企画振興係

都市政策課 計画係

092(643)3712

企画振興課 企画振興係

都市政策課 計画係

092(643)3712

平成24年度福岡県若年者 専修学校等技能習得資金 補助事業

福岡県では、若年者の技能習得支援を目的として標記の事業を実施しています。

対象者

中学校・高等学校の新規卒業業者及び当該年度の高等学校中退者

対象学校

1. 専修学校

(1) 専門課程(修業年限1年以上2年未満のものに限る)

(2) 高等課程(修業年限1年以上)

※修業年限2年以上の学科については技能重視の学科のみ実施

(3) 一般課程(修業年限1年以上)

2. 各種学校

(修業年限1年以上)

※職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限ります。

※対象となる学校は、別途お問い合わせください。

収入基準

(1) (4)のいずれかに該当する方

①生活保護法に基づく保護を受けている世帯

②地方税法の規定により市町村民税が非課税とされている

る世帯

③地方税法の規定により市町村民税が減免されている世帯

④世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

貸与単価

○修学資金(月額)

・専門課程

53,000円

・その他課程等

30,000円

○入校支度金

100,000円

申請期限 5月1日まで

申請先 築上町役場福祉課

貸与利息 無利子

貸与期間 在学期間

(留年不可)

貸与時期

修学資金は、年度を2期に区分し、各期の最後の月の翌月に貸与されます。

第1期 4月から9月まで

第2期 10月から3月まで

入校支度金は、貸与の決定後に貸与されます。

連帯保証人

1名(申請者が未成年のときは親権者又は後見人)

返還期間

在学期間の3倍の期間以内

(但し、原則最長12年以内)

返還方法

月賦、半年賦、年賦、その他1年以内の割賦

返還免除

・資金の貸与を受けた者が死亡したとき

・資金の貸与を受けた者が、精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失し技能習得資金を返還することができなくなったとき

返還猶予

災害または傷病により返還期日までに返還することが困難と認められるとき

・高等学校、専修学校もしくは大学等に在学する時間

貸与相談や申請等:

福祉課 社会福祉係

(内線242)

制度: 県福祉労働部労働局

職業能力開発課

092(643) 3601

京築神楽定期公演

日時 4月22日(日)

13:00~16:00

※チケット販売開始

11:00

場所 京築神楽伝統文化会館

(豊前市立多目的文化交流センター)

料金 1,000円

(前売 900円)

※高校生以下無料

※予約で満席となった場合は

予約のない方へのチケット

販売を行わない場合があります。

ます。

チケット取り扱い・

問い合わせ

企画振興課 企画振興係

(内線362)

京築神楽伝統文化会館

0979(53) 9535

京築連帯アムニティ都市圏

推進会議事務局

092(643) 3178

北九州空港イベント

○北九州空港近隣の桜

写真展

期間 4月3日(火)

4月15日(日) 終日

○仁美・安永たけし二人展

期間 4月13日(金)

4月18日(水)

10:00~17:00

内容「ZEMME」をテーマに

した絵画作品展

○しものせき海峡まつり

展示会

期間 4月21日(土)

5月6日(日) 終日

○海からの贈りもの

「タペストリー展」

期間 4月28日(土)

5月13日(日)

10:00~18:00

問い合わせ

北九州エアーミナル

(株)

093(475) 4195

広告欄

借金問題 過払金返還請求 相談会開催!

お金が入ってこない? 借金ご完済の方、ご返済中の方ももしかすると払い過ぎた利息があつて、お金を取り戻せるかもしれません。

日時 4月17日(火)

会場 豊前市市民会館 豊前市大字八屋2011-2

相談無料

※手紙を依頼される場合は、費用が発生致します。

ゼロをまわしてマロに付こう! 女性専用

ゼロをまわしてみんなマロに!

事前にご予約ください

通話料 無料 0120-006-215 通話料 無料 0120-037-062

(まろ) 司法書士法人 磨法務事務所

〒903-0818 北九州市小倉北区堅町1-6-1 NSビル6F

TEL 093-592-8862

社員 日高 静男

(福岡県司法書士会所属 認定番号第729043号)

[主たる事務所] 佐賀市駅南本町1番23号

コマーレ・シネマクラ「神様のカルテ」

アイドルグループ嵐の櫻井翔と宮崎あおいが夫婦を演じ、地方医療の現実と向き合いながら成長する医師の姿を描く感動のヒューマンドラマ。2011年作品。上映時間128分。

日時 4月28日(土) ①10:00~②14:00~

場所 コマーレ大ホール

※入館1回につき、館使用協力費としてお一人様100円をお支払いください。

問い合わせ コマーレ(56) 1777

JR 椎田・築城駅前駐輪場をご利用の皆様へ

JR 椎田・築城駅前駐輪場内に多数の放置自転車が見受けられ、駐輪場の利用に支障をきたしています。また、駐輪のマナーが悪く、利用者及び歩行者に迷惑がかかっています。

不法投棄された粗大ゴミも多く見受けられます。不法投棄は法律で罰せられます。皆で利用する駐輪場です。きちんとマナーを守りましょう。

問い合わせ
企画振興課 企画振興係
(内線362)

椎田書道クラブ会員展

期間 4月13日(金)
13:00～

4月15日(日)
15:30まで

場所 中央公民館
問い合わせ

椎田書道クラブ会長
神式部
(52) 0547

リサイクルプラザ体験学習講座

・紙ひものかご作り

日時 4月20日(金)
10:00～16:00

参加費 500円
材料費 実費

・一閑張り、エコッキング、廃油の石鹸作り

日時 4月20日(金)
10:00～16:00

材料費 実費
・EMぼかし

日時 4月28日(土)
10:00～12:00

参加費 1000円
・手仕事のうた

新作展示と簡単着物コートの楽しい着方を講習します。

募集人員 各講座10人
※持参するものはお問い合わせください。

※お申込は開催日の5日前までにお願ひします。

申込・問い合わせ
環境課 環境係

(支所・内線155)
築上町リサイクルプラザ
(56) 0016

人の動き (2月末現在)

前月比
人口: 20,156人 -13
男: 9,681人 +4
女: 10,475人 -17
世帯数: 9,030世帯 +6

「法テラスの日」特別法律相談のお知らせ

日本司法支援センター(法テラス)では、「法テラスの日」(4月10日)にちなみ、その前後において、弁護士または司法書士による無料法律相談を開催します。

予 約 事前予約制(先着順)

資力等の要件はありません。どなたでもお申し込みいただけますが申し込み多数の場合は先着順により予約受付終了となることがあります。

相談内容

どのような相談でも可、法的トラブルかどうかわからないものも可。

※離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、不動産などの民事全般

※司法書士会相談センターは民事のみ

相談料・相談時間 無料・お一人様30分

相談場所	相談日	相談時間	予約受付	予約電話	予約開始日
行橋法律相談センター	4/18(水)	13:00～16:00	北九州法律相談センター	093-561-0360	4/2(月) 9:00～
豊前法律相談センター	4/11(水)				
法務局行橋支局	4/17(火)	13:00～16:00	法務局行橋支局	0930-22-0476	4/16(月) 9:00～

問い合わせ 法テラス福岡 民事法律扶助係 050-3383-5502
法テラス北九州 民事法律扶助係 050-3383-5506

柴燈護摩大祭 2012

日時: 4月15日(日)
10:00～

場所: 真如寺
・龍城院特設会場

※求菩提山までお参りをご希望の方は当日午前7時40分までに会場にお越しください。

内容: 火渡り無病息災祈願

特産品・おにぎり

しし汁などの出店

8:00～求菩提山へ出発

(希望者のみ)

12:00～柴燈護摩開始

13:45～火渡り

問い合わせ

商工課 商工観光係
(支所・内線182)

—— 広告欄 ——

司法書士・行政書士 高瀬事務所

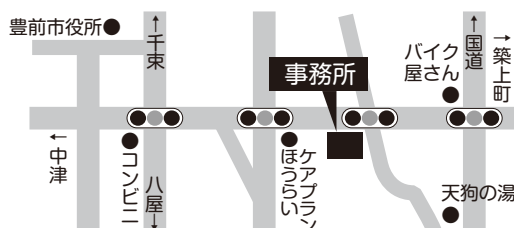
土曜日も通常業務(9:00～17:00)を始めました。

- 相続・遺言書作成
- 不動産の名義変更
- 農地の転用(宅地化)
- 会社の設立

その他にも、法律に関するお悩みがございましたらお気軽にご相談ください。

司法書士 高瀬一彦・高瀬忠通

〒828-0062 福岡県豊前市大字今市144番地11 TEL/FAX0979-83-2275
URL:www.takase-legal.com e-mail:tadamichi3@coffee.ocn.ne.jp



「電話お願い手帳」配布のお知らせ

聴覚・言語障害者が外出時に緊急で家族等に電話連絡を取らねばならない時、周囲にいる人に電話をかけてもらうようお願いするためのツールです。今回 NTT 西日本から役場に数冊いただいています。ご希望の方は役場福祉課社会福祉係（本庁）窓口または総合管理課（支所）窓口までお越しください。なお数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

問い合わせ 福祉課 社会福祉係（内線242）

NTT 西日本 「NTTふれあいファックス」 (FAX) 0120-379116

NTTお客様相談センター 0120-019000

船迫窯跡公園からのお知らせ

古代体験教室“勾玉づくり”参加者募集

古代の美しいアクセサリーを自分の手で作ってみよう。

日時 5月3日（木）10:00～12:00

場所 船迫窯跡公園古代復元建物

参加費 100円（材料費）

定員 50人（小学2年生以下は保護者同伴）

申込期限 4月30日（月）まで

※4月30日は月曜日ですが祝日のため開館しています。
5月1日（火）は休館日です。

※材料準備の関係上、必ず申込期限までに電話にて申込みをお願いします。（定員に達しましたら、その時点で締め切ることもあります。ご了承ください。）

材料のみの販売はしておりません。



陶芸教室生徒募集

～古代焼き物の里で陶芸を始めてみませんか？

古代の遺跡が広がる船迫窯跡公園体験学習館には電動ロクロ8台、電気窯1台があり、本格的な陶芸が楽しめます。ベテランの方から初心者の方も、みんなで楽しく焼き物を楽しみましょう。

開催日 毎月2回

（第1、第2日曜 9:00～12:00）

会費 月2,000円（釉薬等材料・諸経費含む。
ただし粘土は別途個人負担。）

講師 塚田知宏 先生

内容 第1週目に製作、第2週目に削りや模様付け、
月末に素焼き、次の月の第1週に釉薬を付け本焼きします。

（素焼き・本焼きは事務局が行います。）

※毎月の会費には粘土代を除く材料費、講師料、2回分の施設使用料が含まれています。

教室開催日に参加できなくても、休館日以外であればいつ来て製作しても結構です。（ただし月3回目以降の使用については別途教室使用料1回100円が必要です。また講師はいません。）

基本的な道具は教室にあります。

申込・問い合わせ 船迫窯跡公園 52-3771
（月曜休館）

児童館からのお知らせ

申込・問い合わせ 児童館（57）4300

<子育て支援センター>

○親子で体操

日時 4月12日（木）10:30～11:30

場所 児童館

講師 中村 香氏

対象者 未就学児親子

内容 親子でリズムに合わせて運動します。

○野外活動

日時及び場所 4月13日（金）城井川桜土手

4月17日（火）メタセの杜公園

対象者 未就学児親子

内容 桜の花の中で春の風に触れよう。

○こいのぼり作り

日時 4月19日（木）、4月24日（火）
10:30～11:30

場所 築城社会福祉センター、児童館

対象者 未就学児親子

内容 5月のこいのぼりを折り紙で作ります。

<わくわくチャレンジ教室>

○作って遊ぼう

日時 4月30日（月）13:00～16:00

場所 児童館

材料費 プラバン（1回30円）

アイロンビーズ（1回50円）

粘土細工（1回50円～）

平成24年度 人権相談 日程表

開催日	開催日	相談員	備考
4月16日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員(川端、安田、吉武)	
5月21日(月)	築城人権センター	人権擁護委員(中村、白川、吉留)	
6月1日(金)	自愛の家	人権擁護委員	特設人権相談 10:00~15:00
7月17日(火)	築城人権センター	弁護士	
8月20日(月)	築城人権センター	人権擁護委員(川端、松本、棕本、吉留)	特設人権相談 13:30~15:30
9月18日(火)	椎田人権センター	弁護士	
10月1日(月)	築上町文化会館コマーレ	弁護士、司法書士、人権擁護委員、法務局	法務総合相談 10:00~15:00
10月15日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員(松本、安田、棕本)	
11月19日(月)	築城人権センター	弁護士	
12月5日(水)	築城公民館	人権擁護委員、法務局	特設人権相談 10:00~15:00
1月21日(月)	椎田人権センター	弁護士	
2月18日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員(白川、中村、松本、吉武)、法務局	特設人権相談 13:30~15:30
3月18日(月)	築城人権センター	弁護士	

※人権擁護委員相談(13:30~15:30) / ※弁護士相談(13:30~16:00)

◆相談には、次の方たちが応じます。

《人権擁護委員》

棕本欣二郎(東築城)

白川 義孝(上ノ河内)

吉留 平治(築城)

中村 雅輝(湊)

吉武 一郎(築城)

松本千鶴子(宇留津)

安田 美鈴(安武)

川端 洋子(越路)

《弁護士》

福岡県弁護士会北九州部会所属弁護士

法務局からのお知らせ

法務局における「常設相談所」

福岡法務局と行橋人権擁護委員協議会では、以下のとおり「常設相談所」を開設しています。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談員 法務局職員又は人権擁護委員

相談日 土日祝日を除く毎日

8:30~17:15

※人権擁護委員への相談は、毎週月水

金の9:00~16:00

場 所 福岡法務局行橋支局1階相談室

※電話でも相談できます。

(全国共通番号 0570-003-110)

相談方法 事前の予約は必要ありませんので、

上記相談日に来庁又はお電話くださ

い。

【法テラスの弁護士による無料法律相談所】

相談日 毎月第1、第3火曜日(※ただし、5月と1月は、第2、第3火曜日)

場 所 福岡法務局行橋支局1階 相談室

予約方法 相談日前日のみの予約となります。

※予約受付時間 相談日前日の9:00~17:15
(時報とともに受付開始)

※前日が祝日の場合は、前週の金曜日

相談方法 電話による受付のみ

定 員 先着6名(定員になり次第締切)

相談時間 13:00~16:00(1人30分)

相談内容 法律問題全般

利用条件 相談は、法律扶助の趣旨により、「収入の少ない方」が対象になります。なお、賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次のとおりです。

	月収(手取り)
単身者	18万2千円以下
2人家族	25万1千円以下
3人家族	27万2千円以下
4人家族	29万9千円以下

*これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費などの出費が在る場合は、考慮されます。

申込・問い合わせ 福岡法務局行橋支局 総務課 0930(22)0476

町営住宅入居者募集

住宅名及び号数	所在地	建築年度	間取	階数	エレベーター	住居面積	給湯器・風呂釜の設置状況	単身入居	駐車場	平成23年度住宅使用料 (月額)	共益費
1 峯原第1団地74号	高塚260番地	S63年度	3DK	1階	—	61.20 m ²	風呂釜	×	1台	17,000 円～ 33,400 円	3,500 円
2 峯原第1団地85号	高塚260番地	S63年度	3DK	3階	—	61.20 m ²	風呂釜	×	1台	17,000 円～ 33,400 円	3,500 円
3 峯原第2団地西棟302号	高塚4番地1	H13年度	3DK	3階	有	66.00 m ²	給湯器	×	1台	21,600 円～ 42,400 円	4,000 円
4 峯原第3団地B棟203号	高塚203番地1	H15年度	2DK	2階	有	58.20 m ²	給湯器	○	1台	19,100 円～ 37,500 円	4,000 円
5 新開第2団地A棟90号	高塚707番地	H3年度	3DK	2階	—	65.60 m ²	風呂釜	×	1台	18,500 円～ 36,400 円	4,000 円
6 新開第2団地B棟93号	高塚707番地	H3年度	3DK	1階	—	66.90 m ²	風呂釜	×	1台	18,900 円～ 37,100 円	4,000 円
7 新開第2団地B棟98号	高塚707番地	H3年度	3DK	3階	—	66.90 m ²	風呂釜	×	1台	18,900 円～ 37,100 円	4,000 円
8 新開第2団地C棟100号	高塚707番地	H3年度	3DK	1階	—	65.60 m ²	風呂釜	×	1台	18,500 円～ 36,400 円	4,000 円
9 新開第2団地C棟104号	高塚707番地	H3年度	3DK	3階	—	65.60 m ²	風呂釜	×	1台	18,500 円～ 36,400 円	4,000 円
10 西高塚第2団地23号	高塚297番地2	S51年度	3DK	平屋	—	51.30 m ²	風呂釜	○	—	7,100 円～ 13,900 円	無
11 宇留津団地415号	宇留津290番地1	S52年度	3DK	平屋	—	51.40 m ²	無	○	—	7,500 円～ 14,800 円	無
12 宇留津団地429号	宇留津290番地1	S52年度	3DK	平屋	—	51.40 m ²	無	○	—	7,500 円～ 14,800 円	無
13 正毛田団地341号	坂本11番地	S46年度	2DK	平屋	—	36.41 m ²	無	○	—	3,900 円～ 7,700 円	無
14 正毛田団地348号	坂本11番地	S46年度	2DK	平屋	—	36.41 m ²	無	○	—	3,900 円～ 7,700 円	無
15 正毛田団地355号	坂本11番地	S46年度	2DK	平屋	—	36.41 m ²	無	○	—	3,900 円～ 7,700 円	無
16 正毛田団地366号	坂本11番地	S47年度	3DK	平屋	—	40.70 m ²	無	○	—	4,500 円～ 8,900 円	無
17 正毛田団地368号	坂本11番地	S47年度	3DK	平屋	—	40.70 m ²	無	○	—	4,500 円～ 8,900 円	無
18 正毛田団地386号	坂本11番地	S47年度	2DK	平屋	—	35.70 m ²	無	○	—	4,000 円～ 7,800 円	無
19 正毛田第2団地396号	坂本11番地	S49年度	3DK	平屋	—	46.10 m ²	無	○	—	5,600 円～ 11,000 円	無
20 正毛田第2団地399号	坂本11番地	S49年度	3DK	平屋	—	47.10 m ²	無	○	—	5,600 円～ 11,000 円	無
21 正毛田第2団地400号	坂本11番地	S49年度	2DK	平屋	—	48.10 m ²	無	○	—	5,600 円～ 11,000 円	無

【入居資格】

※いかなる場合においても (1) ～ (8) 全てを満たしていない場合は申し込みできません。

※申込内容に虚偽行為等が発覚した場合は、申込および入居に関する全ての事項を取消とします。

(1) 収入基準：●一般世帯 月額 158,000 円以下 ●裁量階層世帯 月額 214,000 円以下 ※裁量階層とは、障害者及び高齢者世帯

(2) 町内に 3 か月以上居住、又は 6 か月以上在職していること。

(3) 単身入居は、満 60 歳以上であること。ただし、平成 18 年 3 月 31 日までに満 50 歳以上である方は単身入居できます。

(4) 現に住宅に困窮し、持ち家が無いこと。※相続登記等が未実施の家屋がある場合、法定相続人に含まれていないこと。

(5) 町県民税等を滞納していないこと。※納期到来分が未納になっている場合は申し込みできません。

※今後支払う旨の誓約書等は認められません（転居前の市区町村へ照会します）

(6) 現在、県営または町営住宅に入居していないこと。

(7) 入居予定者に決定後 10 日以内に請書（連帯保証人の提出および敷金（家賃月額の 3 か月分と同額）の納入ができること。

(8) 入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと。（警察署へ照会します）

【申込期間】

●4月9日（月）～4月18日（水） 土日を除く。

※申込期間までに全ての必要書類が提出されない場合は受付できません。

【必要書類等】

①町営住宅入居申込書（築上町役場都市政策課に備付）

②住民票（同居希望者全員（本籍・続柄を必ず表記）記載）

③平成 23 年度（平成 22 年分）所得証明書（入居希望世帯員で収入のある方全員分）

※生活保護を受給の場合は、京築保健福祉環境事務所交付の被保護者証明書。

④滞納がない証明書もしくは完納証明書（注 1：納期到来分まで。注 2：単年度納税証明書不可）※入居資格 (5) を参照

⑤町内に 3 か月以上居住しておらず、町内に 6 か月以上在職している場合はそれを証明する書類（会社からの在職証明書等）※入居資格 (2) を参照

⑥入居者及びその同居者が暴力団員ではない確約書

●必要書類（②③④各 1 通）※各証明書には 1 通 200 円の手数料が必要です。申請前にもう一度、入居資格を確認してください。

※申込みをする方の中には、別に書類等を提出していただく場合もありますので、申込みを希望する方は、なるべくお早めに手続きを行うようにしてください。

【その他注意事項】

(1) 入居予定者に決定した場合、入居資格の (5) (8) の条件を満たし、申込者よりも収入が上回っており、公営住宅入居者でない連帯保証人が必要です。

(2) 申し込みは 1 世帯 1 部屋のみです。

(3) 応募者多数の場合は抽選となります。

(4) 住宅使用料は、所得状況によって異なります。

申込・問い合わせ 都市政策課 住宅係